

財政調整基金の設置、管理及び処分に関する規則

昭和 58 年 11 月 18 日

規則 第 1 号

第 1 条 第 1 章 (設置の目的)

連盟は、財団の健全なる運営に資するため、財政調整基金(以下「財政基金」という。)を設置する。

第 2 条 第 2 章 (積立)

財政基金として積立てる額は、予算で定める額を積立てるものとする。

第 3 条 第 3 章 (管理)

財団基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 4 条 第 4 章 (運用収益の処理)

財団基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第 5 条 第 5 章 (処分)

財団基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1. 国民体育大会冬季大会スキー競技会の参加等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源。
2. 災害等により生じた経費の財源又は災害等により生じた源収をうめるための財源に充てるとき。
3. 緊急に実施することが必要となった事業の経費の財源に充てるとき。
4. 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために経費の財源に充てるとき。
5. その他会長が必要と認める事業の経費の財源に充てる。

第 6 条 第 6 章 (委任)

この規則に定めるものを除くほか、財政基金の管理に必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規則は、昭和 58 年 11 月 19 日から施行する。